◎ 告 発 状（要旨）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２０年 月 日

東京地方検察庁 検事正 曽木徹也 殿

告発人 住所　　　　 氏名 印

被告発人（要旨）　安倍晋三

被告発人（要旨） 配川博之 安倍晋三後援会代表者

同 　　　阿立豊彦 安倍晋三後援会会計責任者

第１ 告発の趣旨

１ 被告発人安倍晋三、被告発人配川博之及び被告発人阿立豊彦の後記第２－１の所為は、刑法６０条、政治資金規正法第２５条１項２号、同法１２条１項１号ホ及び同２号に該当する。

２ 被告発人安倍晋三及び被告発人配川博之の後記第２－２の所為は、刑法６０条、公職選挙法２４９条の５第１項及び同法１９９条の５第１項に該当する。

よって、上記の被告発人らにつき、厳重な処罰を求め、告発する。

第２ 告発の事実

被告発人安倍晋三（以下、「被告発人安倍」という）は、２０１７（平成２９）年１０月２２日施行の第４８回衆議院議員選挙に際して山口県第４区から立候補し当選した衆議院議員、被告発人配川博之（以下、「被告発人配川」という）は、安倍晋三後援会（以下、「後援会」という）の代表者、被告発人阿立豊彦（以下、「被告発人阿立」という）は、後援会の会計責任者であった者であるが、

１ 被告発人安倍、被告発人配川及び被告発人阿立は、共謀の上、政治資金規正法第１２条１項により、山口県選挙管理委員会を経由して総務大臣に提出すべき後援会の収支報告書につき、２０１９（令和元）年５月下旬頃、山口県下関市東大和町１丁目８番１６号所在の安倍晋三後援会事務所において、真実は、２０１８（平成３０）年４月２０日、ホテルニューオータニ東京において開催された宴会である「安倍晋三後援会 桜を見る会前夜祭」（以下、「前夜祭」又は「本件宴会」という）の参加費として、参加者１人あたり５０００円の参加費に参加者数約８００名を乗じた推計約４００万円の収入があり、かつ、上記前夜祭の前後に、ホテルニューオータニ東京に対し、少なくとも上記推計約４００万円の本件宴会代金を支出したにもかかわらず、後援会の２０１８（平成３０）年分の収支報告書に、上記前夜祭に関する収入及び支出を記載せず、これを２０１９（令和元）年５月２７日、山口県選挙管理委員会に提出し、

２ 被告発人安倍及び被告発人配川は、共謀の上、法定の除外事由がないのに、２０１８（平成３０）年４月２０日、ホテルニューオータニ東京において開催された前夜祭において、後援会を介し、被告発人安倍の選挙区内にある後援会員約８００名に対し、飲食費の１人あたり単価が少なくとも１万１０００円程度であるところ、１人あたり５０００円の参加費のみを徴収し、もって１人あたり少なくとも６０００円相当の酒食を無償で提供して寄附をしたものである。

第３ 告発に至る経緯　（略）

第４ 告発事実１（政治資金規正法違反２５条１項２号違反）について

１ 結論―契約主体は後援会であり、前夜祭の収支は後援会の収支である（略）

２ 個々の参加者が契約主体であるとの被告発人安倍の答弁 （略）

３ 判例 （略）

４ 「支出」について（略）

５ 「収入」について　(略）

６ 宴会代金総額と１人５０００円の参加費総額は一致しない（略）

７ ホテルニューオータニ東京の支配人の回答 （略）

８ ＡＮＡインターコンチネンタル東京の広報担当者の回答（略）

９ まとめ（略）

第５ 告発事実２（公職選挙法２４９条の５第１項違反）について

１ 結論―後援会が、後援会員に対し、参加者１人あたり少なくとも６０００円の酒食

の無償提供をしたことは寄附にあたる （略）

２ １人あたりの単価は最低でも１万１０００円 （略）

３ 後援会が差額６０００円分をホテルに支払っていれば「寄附」に該当する（略）

４ 仮にホテルが値引きをしていたとしても「寄附」に該当する（略）

５ 後援会の「設立目的により行う行事又は事業」に関する寄附ではない（略）

 ⑴ 公職の候補者等が行う寄附の脱法行為である （略）

 ⑵ 「桜を見る会」とその「前夜祭」は後援会の設立目的とは無関係 （略）

 ⑶ 寄附金額が巨額である（略）

６ まとめ （略）

第６ 被告発人安倍に共謀共同正犯が成立することについて

１ 身分と共犯（略）

２ 被告発人安倍と後援会は一体である（略）

３ 被告発人安倍には共謀共同正犯が成立する

 ⑴ 政治資金規正法第２５条１項２号の罪について （略）

 ⑵ 公職選挙法２４９条の５第１項の罪について（略）

第７ 最後に

 以上のとおり、被告発人らに上記の各犯罪が成立することは明白である。

 前夜祭に関する収支の不記載は、政治資金の収支を公開することによって政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする政治資金規正法の趣旨（同法１条）に真っ向から反するものであり、極めて悪質である。

 また、後援会による違法な寄附は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公正かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする公職選挙法の趣旨（同法１条）に真っ向から反するものであり、極めて悪質である。

 しかも、前夜祭は１回だけの行事ではなく、後援会の恒例行事として、２０１３（平成２５）年から２０１８（平成３０）年まで６年連続（本告発の対象としていない２０１９（平成３１）年４月を含めると７年連続）で行われている。従って、収支報告書に記載されなかった収入、支出及び後援会が違法に行った寄付の合計額は巨額に上り、この意味でも悪質性は高い。

 内閣総理大臣たる被告発人安倍がこのような犯罪を犯していることは、民主政治の根幹を揺るがす事態であり、これを放置することは絶対に許されないことである。

 本告発にかかる事実につき、捜査当局が公正かつ厳正な捜査を行い、事案の真相を解明し、被告発人らが厳重に処罰されることを強く希望する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上